

「保険金が使える」と勧誘する住宅修繕契約にご注意！



出水期には、「火災保険や地震保険を使って無料で修理します」と業者から勧誘を受けて住宅修繕契約をし、その後トラブルに遭う事例が多く発生します。

相談事例

- 業者が来訪し、「自然災害で屋根が損傷した場合、火災保険の保険金を使って自己負担なしで修繕できる」と勧誘された。台風で屋根が傷んでいたため、言われるがまま、屋根補修工事を35万円で契約し、保険会社に保険金を請求したところ、20万円しか支払われなかった。保険金を使って自己負担なしでできると言われて契約したのに、15万円の自己負担は納得できないので、契約を解除したい。



注意

- 火災保険は商品によって補償内容が異なるため、**壊れた原因・物が補償対象になるかご自身で確認しましょう。うその理由で保険金請求をすると詐欺に該当する場合があります、トラブルに巻き込まれる可能性があります。**
- 業者から工事を勧められても、その場で契約しないようにしましょう。
- 工事の契約をする場合は、複数の業者から見積を取って比較検討することが大切です。
- 契約をする前には見積書、工事・サービス内容の詳細を確認して、どの作業に対していくらかかっているのかを把握しましょう。
- なお、修理をキャンセルした時の違約金や**保険申請サポート費用等の名目で、高額な請求を受ける可能性があります。**



ポイント

- 火災保険は必ず支払われるものではありません。「保険金が使える」と言って勧誘されたときは、**すぐに契約しないで加入先の損害保険会社又は代理店に相談**するようにしましょう。
- 不安なことがあったりトラブルに巻き込まれた場合は、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

消費者庁 消費生活ホットライン188イメージキャラクター
「イヤヤン」

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)